

利益相反マネジメント自己申告実施要領

(対象：その他大阪市立大学利益相反マネジメント委員会が指定する者)

1 目的

この要領は、大阪市立大学利益相反マネジメント規程第10条に定める「自己申告」について、その実施に係る必要事項を定める。

2 対象者

大阪市立大学利益相反マネジメント規程第2条第3項第3号に掲げる者のうち以下に該当する者

- ・ 大阪市立大学利益相反マネジメント規程第2条第3項第1号及び第2号に掲げる者が研究代表者として参画予定又は参画している厚生労働省及び日本医療研究開発機構（AMED）の利益相反管理が必要とされる研究課題（以下「研究課題」という。）に携わる研究分担者
- ・ 上記研究分担者のうち、所属機関において「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」及び「(AMED) 研究活動における利益相反の管理に関する規則」に定める利益相反委員会が設置されていない者

(参考) 大阪市立大学利益相反マネジメント規程第2条第3項

この規程において「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本学の業務に従事する教職員
- (2) 公立大学法人大阪の役員のうち本学の研究活動に携わる者
- (3) その他第5条に規定する委員会が指定する者

3 申告要件および申告要件に係る年間基準額等

上記研究課題と関連があると想定できる、もしくは外部からその関連が指摘される可能性のある企業等について記載すること。

■申告者本人

- (1) 産学官連携活動に係る同一企業等から合計して年間100万円以上の研究費等を受け入れている（臨床研究（治験、共同研究、受託研究など）に対して支払われた総額、申告者個人又は申告者が所属する研究室の代表者に支払われた総額が、それぞれ年間100万円以上ある）。
- (2) 産学官連携活動に係る同一企業等から年間100万円以上の個人的な経済的利益を得ている。
- (3) 産学官連携活動に係る同一企業等からの年間50万円以上の講演料又は原稿料などを得ている。

- (4) 産学官連携活動に係る同一企業等の株式等（発行済株式総数5%以上の公開株式、1株以上の未公開株式、出資金、新株予約権、受益権など）を保有している、または1つの企業の株式から年間100万円以上の利益（配当、売却益など）を得ている。
- (5) 産学官連携活動に係る同一企業等に対して、本学の施設等の利用を提供している又は当該企業等から物品の購入実績がある。
- (6) 産学官連携活動に係る同一企業等から無償の役務提供や機材等の提供を受けている。
- (7) 企業・団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している。
- (8) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などを受けている（1つの企業・団体から受けた総額が年間5万円以上ある）。
- (9) 現在、ヒトを対象とする研究（医学系研究含む）に取り組んでいる又は今年度取り組む予定がある。
- (10) 現在、日本医療研究開発機構（AMED）の研究開発事業および厚生労働省科学研究費補助金を得て事業を実施している又は今年度これらの補助金申請を行う予定がある。

■申告者の家族（生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子供））

- (11) 産学官連携活動に係る同一企業等から年間100万円以上の個人的な経済的利益を得ている。
- (12) 産学官連携活動に係る同一企業等からの年間50万円以上の講演料又は原稿料等を得ている。
- (13) 産学官連携活動に係る同一企業等の株式等（発行済株式総数5%以上の公開株式、1株以上の未公開株式、出資金、新株予約権、受益権など）を保有している。

3 申告方法

- (1) 随時申告：研究課題の応募時から交付申請書の提出時まで、又は委託契約締結時までに自己申告を行う。
申告日を基準として、当該基準日から遡って1年間に申告要件および申告要件に係る年間基準額等を満たす場合に申告書を提出する。
- (2) 修正申告：随時申告後に、申告内容に誤りや記載漏れ等が判明した場合には修正申告を行うことができる。ただし、修正申告は、直近に行った申告に対してのみ有効とする。

※阿倍野地区所属教職員等においては、阿倍野地区利益相反マネジメント委員会設置要項第4条に留意し、申告を行うものとする。

4 様式等

随時申告：(1) 自己申告書

- ・研究代表者が杉本地区所属教職員等の場合・・・【様式④】
- ・研究代表者が阿倍野地区所属教職員等の場合・・・【様式⑤】

(2) 大阪市立大学利益相反マネジメント委員会への委任状

(3) 研究開発計画書など、研究内容の分かる資料

修正申告：(1) 自己申告書

- ・ 研究代表者が杉本地区所属教職員等の場合・・・【様式④】
- ・ 研究代表者が阿倍野地区所属教職員等の場合・・・【様式⑤】

(2) 大阪市立大学利益相反マネジメント委員会への委任状

(3) 研究開発計画書など、研究内容の分かる資料及び随時申告時から変更となった内容が分かる資料

5 提出方法

研究代表者がポータルサイト（学内限定）から使用する様式をダウンロードし、研究分担者にデータを送付してください。

研究分担者は、申告書等の必要書類を作成のうえ厳封し、研究代表者に郵送してください。

研究代表者は開封せずに学内通送便もしくは持参にて所属地区の事務局宛にご提出ください。

6 提出先

【研究代表者が杉本地区所属教職員等の場合】

本学の研究代表者経由で杉本地区利益相反マネジメント事務局（市立大学事務局大学運営部研究支援課）へ提出

【研究代表者が阿倍野地区所属教職員等の場合】

本学の研究代表者経由で阿倍野地区利益相反マネジメント事務局（医学部・附属病院事務局研究推進課）へ提出